

地方交付税法等の一部を改正する法律案の概要 (平成21年度当初予算関連)

総務省
平成21年1月

I 平成21年度分の地方交付税の増額確保と算定内容の改正等

- 既定の加算とは別枠の「1兆円」の増額等を通じた地方交付税の増額確保

区分	平成21年度	平成20年度	差額
実質的な地方交付税	20兆9,688億円	18兆2,393億円	+27,295億円
うち地方交付税	15兆8,202億円	15兆4,061億円	+4,141億円

※ 実質的な地方交付税＝地方交付税＋臨時財政対策債

- 普通交付税の算定内容の改正

- ・ 平成21年度の普通交付税の基礎となる単位費用の額の改正
- ・ 地域の雇用を創出するため、地域の知恵を活かした事業の推進に必要な経費を算定するため「地域雇用創出推進費」(5,000億円)を創設

- 地方特例交付金の拡充

- ・ 平成21年度から平成23年度までにおける自動車取得税の減税に伴う市町村の自動車取得税交付金の減収の一部を補てんするため地方特例交付金を拡充

II 地方公共団体金融機構の創設

地方公営企業等金融機構を改組し貸付対象に一般会計に係る地方債を追加

III 第三セクター等の改革に係る地方債の特例の創設

地方公共団体が第三セクター等の抜本的な改革を推進できるよう、5年間の時限措置として、必要な経費に充てるための地方債の特例を創設

施行期日 平成21年4月1日 (一部除く)